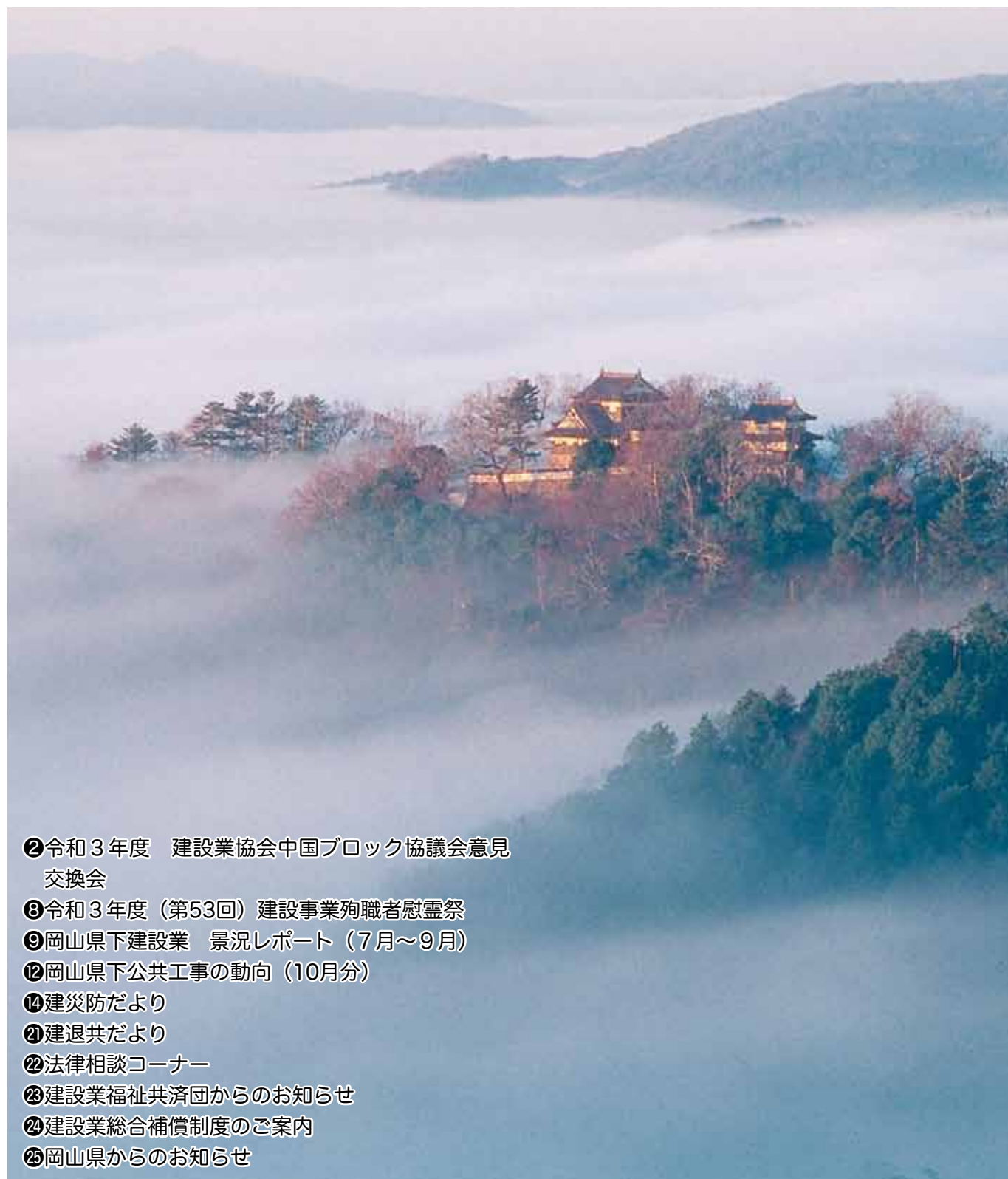


Okakenkyo News Letter

2021
11月
819号

岡山県建設業協会 会報



- ②令和3年度 建設業協会中国ブロック協議会意見交換会
- ⑧令和3年度（第53回）建設事業殉職者慰霊祭
- ⑨岡山県下建設業 景況レポート（7月～9月）
- ⑫岡山県下公共工事の動向（10月分）
- ⑭建災防だより
- ⑰建退共だより
- ⑲法律相談コーナー
- ㉓建設業福祉共済団からのお知らせ
- ㉔建設業総合補償制度のご案内
- ㉕岡山県からのお知らせ

備中松山城[高梁市]（提供：岡山県観光連盟）

令和３年度 建設業協会中国ブロック協議会意見交換会

開催地：岡山県

10月28日（木）岡山市の岡山プラザホテルにおいて、令和３年度建設業協会中国ブロック協議会意見交換会が開催されました。

国土交通省から大澤不動産・建設経済局官房審議官、森戸大臣官房技術調査課長、西山不動産・建設経済局建設市場整備課長、井上大臣官房技術調査課建設技術調整室長、中国地方整備局から多田局長、美濃部副局長、西澤企画部長、諸岡建政部長、高木技術調整管理官、中国地方各県土木部長他が出席されました。

全建からは、奥村会長、山崎専務理事等並びに中国五県建設業協会の会長、副会長他が一堂に会しました。

会議は、中国ブロック協議会の荒木会長からの挨拶、来賓挨拶に引き続き、協議会からの提案議題について意見交換を行いました。



令和3年度 中国ブロック協議会意見交換会

提案議題1

議 題
地域の安全・安心に資する建設関連予算の確保について
提 案 理 由
自然災害が毎年発生し、その規模も年々激甚化・頻発化するなか、国民の命と暮らしを守り、国民が安心して暮らせる地域をつくり上げていくためには、地域の最前線の地方公共団体、特に市町村が、防災対策工事等建設事業に積極的に取り組む必要があります。 こうした中、国土交通省は、15兆円の国土強靱化5か年加速化対策に関する予算を年度毎の予算に盛り込むこととされていますが、財政当局からは建設業界に施工余力がないかのごときネガティブな意見をつけられており、令和4年以降の予算配分が不透明な状況にあります。 一方、内閣官房は国土強靱化地域計画の策定を令和3年度末までに全市区町村で完了するよう提示しており、国は、計画に明記された事業に補助金・交付金を重点的に配分することとしています。市町村の自主財源は非常に厳しい状況にあり、国土強靱化の予算を執行することをためらう財政状況にあります。 ついては、この国土強靱化地域計画の実施にあたって、市町村等に対する国庫補助率の引き上げを財政当局に対して要望していただきたいと思います。 地方負担の軽減という意味で言えば、地方負担額全体に対して20%の交付税措置のところ、50%となっているなど相当程度の対応をしていただいていることは充分承知しておりますが、国土強靱化をさらに一歩進める方策をぜひとも講じていただきたいと思います。 国土交通省は、今年度から岡山県において入札契約の適正化を図る取組である入札契約改善推進事業を実施しておられます。このことにより、市町村等の入札制度の改善にも繋がると考えておりますが、少しでも市町村等への助成率が上がれば、市町村等も建設工事に積極的に取り組むことができ、入札の際の不調・不落対策にも資するのではないかと考えます。 そのためにも、こうした施策を実施し、令和4年以降の国土強靱化予算の満額活用をよろしくお願いいたします。

令和３年度 中国ブロック協議会意見交換会

提案議題２

議 題
ワンデーレスポンスの徹底について
提 案 理 由
働き方改革を実現するために、週休二日制の推進や残業時間の年間３６０時間の厳守、有給休暇の取得促進など様々な取り組みを行っています。これらをより確実に進めていくためには、工事の「ムリ、ムダ、ムラ」を排除する効率化が重要です。 ワンデーレスポンスは、導入当初は適切に運用されていましたが、最近回答の遅れる現場も見受けられるようになっていきます。工事に関する指示や回答の遅れは、ムリのある工程、ムダな待ち時間、作業量のムラにつながり、現場管理費の増加を招くだけでなく、働き方改革の障害となってしまいます。 つきましては、改めてワンデーレスポンスの徹底をお願いします。 また、概算発注の工事において指示が遅い現場があります。現場説明書等で指示をする期限の示された内容については、事務所として進行管理をお願いします。

令和３年度 中国ブロック協議会意見交換会

提案議題３

議 題
予定価格の適正な設定について
提 案 理 由
令和元年、新・担い手３法の施行を受け、「品確法基本方針」や「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」が改正されました。運用指針においては、引き続き、「予定価格の適正な設定」が必ず実施すべき事項の初項に位置付けられています。 一方で現在の標準積算は、施工パッケージ型積算の導入などで効率化が進んでいますが、他方で、多くの現場で実態と乖離する状況が生じ、特に地域の建設業が施工する小規模工事においては、適正な利潤の確保が困難だという多くの声があります。そうした状況を踏まえ、積算基準に適合しない工事においては、見積等による積算方式も導入いただいておりますが、今一度「適正とは何か」、積算基準の考え方について総点検を行い、必要な見直しをお願いします。 例えば、 ①積算基準の適合範囲は実態に即しているか。 ②積算の最も基礎となる労務単価については、毎年秋に１千万円以上の工事を対象に調査し、翌年度単価が決定されていますが、その統計処理において平均値、最頻値、中央値のいずれが採用されているのか、その考え方如何。 ③資材見積が必要な場合、徴取先が最寄りの地域取扱店なのか、あるいはメーカー直接なのか、その考え方の是非。 等々 また予定価格の設定に伴い、調査基準価格が算定されることとなりますが、小規模工事の場合、大規模工事に比べ、共通仮設費や現場管理費、一般管理費などの諸経費の工事費に占める割合が大きく、調査基準価格の算定式を一律適用すれば、結果的に主に地域の中小企業が受注する工事規模においてその経費部分を圧迫することとなり、適正な営業利益確保の観点からは逆進性があるように思いますので検証をお願いします。

令和3年度 中国ブロック協議会意見交換会

提案議題4

議 題
円滑な工事の施工について
提 案 理 由
今年も8月に活発な前線の影響で大雨が降り続き、全国各地で大きな被害が発生しました。ここ数年の自然災害は頻発化、局地化、激甚化していることから、更なる国土強靱化の推進は必要不可欠となっております。そうした「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく社会資本整備や災害復旧工事などに着実に対応するためには、円滑な施工の確保が必要です。 そのためには、令和元年6月に公布された新・担い手3法の趣旨を、全ての発注者において周知徹底を図り、災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用、繰越手続、債務負担行為の活用等による発注・施工時期の平準化や休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定等について確実に実施されるようお願いいたします。 また、施工体制の確保に大変苦慮している中、工事の発注に際し、設計図書と現地状況の乖離、用地の未解決、支障物の移転等の問題や概数発注により、直ちに施工できない状況が多く発生しています。条件明示の徹底や現場条件が整ってから発注していただきますようお願いいたします。 なお、中国地方整備局の一部の事務所では、工事着手前に契約内容に関する疑義、設計と現地の相違、地元や関係機関との協議状況を確認する会議を開催していただいています。設計思想や問題点等を共有できる貴重な機会となっており、円滑な施工のための「着手前の会議」を積極的に実施していただきますようお願いいたします。

令和3年度 中国ブロック協議会意見交換会

提案議題5

議 題
県内業者の受注機会の確保について
提 案 理 由
(1) 大規模工事における共同企業体の活用による県内業者の受注機会確保について 現在、トンネル工事等の大規模工事は経営力（経審1200点以上）を有し、同種工事の施工実績を有した業者の入札参加が可能となっています。 さらに、例えば、概ね50億円以上のトンネル工事は、競争参加資格に単体企業、経常建設共同企業体、そして特定建設工事共同企業体で入札に参加することが可能となっています。 しかし、特定建設工事共同企業体の構成員も同種工事の施工実績（トンネル施工延長の長い数値要件）が必要なため、県内企業が共同企業体の構成員として入札に参加することが困難な状況です。 結果として、大規模工事は県外の手業者が共同企業体を組むメリットも無く、単体企業で落札しているのが現状です。 国の直轄事業は、事業費に県の直轄負担金が含まれていることや、県内業者の育成及び更なる技術力の向上の観点からも、県内業者の受注機会の確保のため、競争参加資格要件で「特定建設工事共同企業体での入札参加工事規模の引下げ」、「共同企業体構成員の同種工事の施工実績数値要件の緩和」、総合評価項目で「県内業者との共同企業体は加点」等の検討をお願いします。 (2) B+C工事の県内企業への受注機会の確保・拡大について 近年、県内業者は、例えばトンネルなどの施工実績も積み重ねており、B等級対象工事においても、ほぼ施工可能な技術力を有しています。 しかし、最近のB+C等級の工事発注ではBランク業者と同等の総合評価項目での競争をすることとなることから、県内Cランクの受注が困難となっています。 ついては、県内企業のC等級業者の確保・拡大のため、総合評価項目の地域精通度・貢献度に「県内における本店の有無」を追加され、「県内に本店を有する企業」として発注していただけるように検討をお願いします。

令和3年度（第53回） 建設事業殉職者慰霊祭



祭詞を読み上げる荒木会長

当協会では、建設労働災害の撲滅並びに建設工事現場において不幸にも殉職された方の御霊を慰霊するため、10月28日（木）午前11時より、岡山市中区にある建設事業殉職者慰霊碑前で、岡山縣護國神社の河野宮司を斎主として、令和3年度（第53回）建設事業殉職者慰霊祭を執り行いました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため規模を縮小して行い、正副会長が646柱の御霊に対し、玉串を捧げてご冥福をお祈りするとともに、建設現場における労働災害の根絶を改めてお誓いいたしました。



建設事業殉職者慰霊碑

岡山県下建設業

景況レポート（7月～9月）

西日本建設業保証(株)岡山支店

建設業景況調査とは

- ・「建設業の景況調査」は、建設業の景気の現況と先行きを総合的に迅速かつ的確に把握することを目的としています。
- ・「建設業景況調査結果」は、建設企業に対して実施した景気等に関する意識調査の結果を集計したものです。
- ・調査時期は、毎年3、6、9、12月です。

例：6月調査の場合、今期実績は4～6月、来期見通しは7～9月分です。

- ・データは「全国版」と「西日本各ブロック版（近畿・中国・四国・九州）」があります。
- ・全国版は、北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)と西日本建設業保証(株)3社による合同調査です。

B.S.I.について

<B.S.I.とは>

景気の先行きをみる上で、企業経営者の意識調査を行うことがあります。この建設業景況調査は、景気等に関して個々の建設企業の意識調査を行ったものです。そして、この意識調査の結果を数値化して表したものが、**B.S.I.（ビジネス・サーベイ・インデックス＝景況判断指数）**です。

<B.S.I.の求め方>

集計結果から、以下の方法によりB.S.I.が求められます。

【回答企業構成比】

（景況調査集計）（B.S.I.集計）

良	い	10%	}	良	い	25%	B.S.I. = (「良い」と回答した企業割合－「悪い」と回答した 企業割合) ×1/2 = (25－30) ×1／2 =△ 2.5
やや良い		15%		—	変わらず	45%	
変わらず		45%	—	悪	い	30%	
やや悪い		20%	}				
悪	い	10%					
合	計	100%		合	計	100%	

<B.S.I.の見方>

B.S.I.は「良い」「悪い」などの変更方向別回答数の構成比から全体趨勢を判断するものです。すべての企業が「良い」と見ている場合、B.S.I.は50、逆は△50、すべてが「変わらず」の場合は0となります。

<季節調整済のB.S.I.について>

「季節調整済み」とは、季節調整法により、毎年繰り返される季節的な変動を取り除いていることを示します。例えば、百貨店の売上げは、社会的慣習である中元や歳暮のシーズンには前期比で大幅に伸びますが、この伸びは景気回復によるものなのか、あるいは単に中元・歳暮という季節的な変動によるものなのか、よくわかりません。そこで、景気動向の趨勢を見るためには、この季節的な変動を取り除く必要があります。このため、本調査では、このような季節的な変動をもった調査項目は、季節調整を行って表示しています。

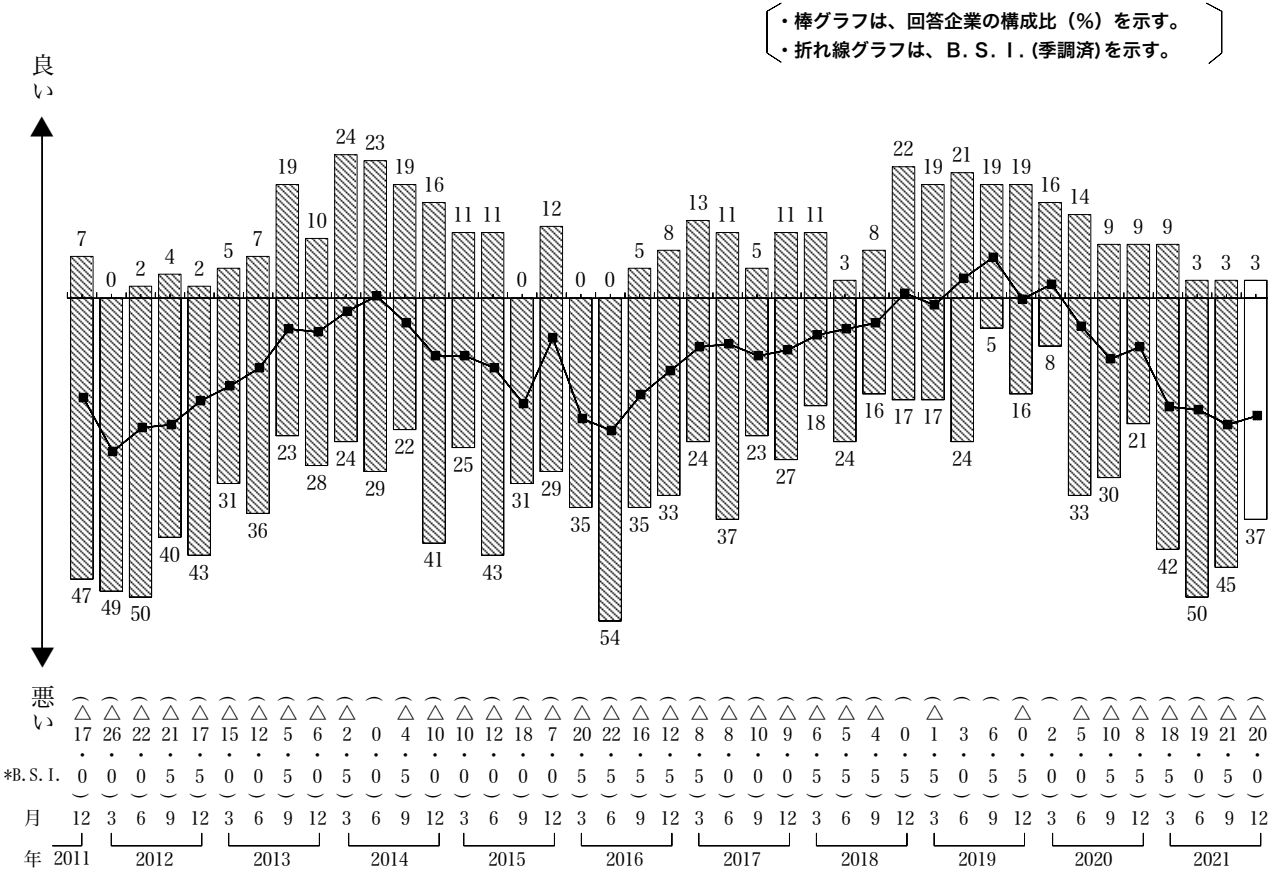
I. 岡山県の状況

1. 概 観

項 目		前期	今期		来期	
		B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 19.0	↘	△ 21.5	↗	△ 20.0
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 15.0	↗	△ 12.5	↘	△ 13.5
	官 公 庁 工 事※	△ 14.5	↗	△ 10.5	↘	△ 15.0
	民 間 工 事※	△ 7.0	↘	△ 10.5	↗	△ 9.0
(3) 資金繰り	資 金 繰 り※	△ 2.0	↘	△ 6.0	↘	△ 8.0
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	0.0	↗	4.5	↘	3.0
	短 期 借 入 金※	△ 6.0	↗	△ 4.0	↗	△ 2.0
	短 期 借 入 金 利	0.0	↘	△ 3.5	➡	△ 3.5
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 11.5	↘	△ 13.0	↘	△ 16.0
	資 材 の 価 格	20.5	↗	23.0	↗	26.0
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 18.0	↘	△ 19.0	↘	△ 20.5
	建設労働者の賃金	5.5	↘	4.0	↗	5.5
(7) 収 益	※	△ 16.5	↗	△ 11.5	↗	△ 10.5

(注) ・B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
・B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気



Ⅱ. 中国地区の状況

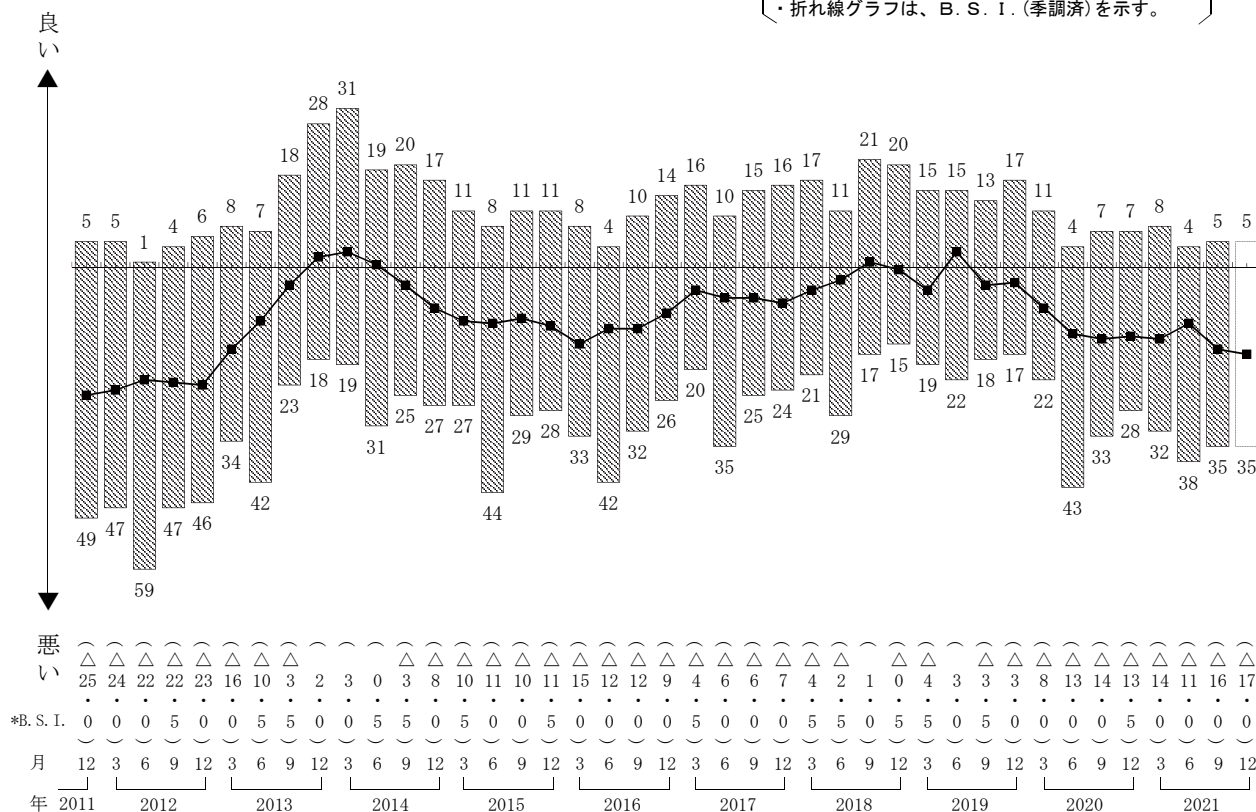
1. 概 観

項 目	目	前期	今期		来期	
		B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 11.0	↘	△ 16.0	↘	△ 17.0
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 13.5	↘	△ 14.5	↘	△ 15.5
	官 公 庁 工 事※	△ 13.0	↘	△ 14.0	↘	△ 15.5
	民 間 工 事※	△ 11.0	↗	△ 10.5	↘	△ 14.0
(3) 資金繰り	資 金 繰 り※	0.5	↘	0.0	↘	△ 3.5
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	6.5	↗	7.5	↘	4.5
	短期借入金※	△ 3.0	↘	△ 4.0	↗	△ 2.5
	短期借入金利	△ 0.5	↘	△ 1.5	↗	△ 1.0
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 6.5	↘	△ 11.5	⇒	△ 11.5
	資 材 の 価 格	18.5	↗	20.5	↗	22.0
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 21.0	↘	△ 21.5	⇒	△ 21.5
	建設労働者の賃金	13.5	↘	11.0	↘	10.0
(7) 収 益	※	△ 10.5	↗	△ 9.5	↘	△ 11.5

(注) ・B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
 ・B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
 ・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気

〔 ・棒グラフは、回答企業の構成比(%)を示す。
 ・折れ線グラフは、B. S. I. (季調済)を示す。 〕



地元建設業界の景気等詳細につきましては、こちらからご覧ください。
<https://www.wjcs.net/keikyo/>

岡山県下公共工事の動向 〈10月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和3年10月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和3年度	514件	160億円	2,614件	1,216億円
増 減 率	0.6%	3.4%	▲2.1%	▲3.2%
令和2年度	511件	155億円	2,671件	1,255億円
令和元年度	655件	244億円	3,219件	1,366億円
平成30年度	498件	159億円	2,394件	963億円

【1】当月の状況

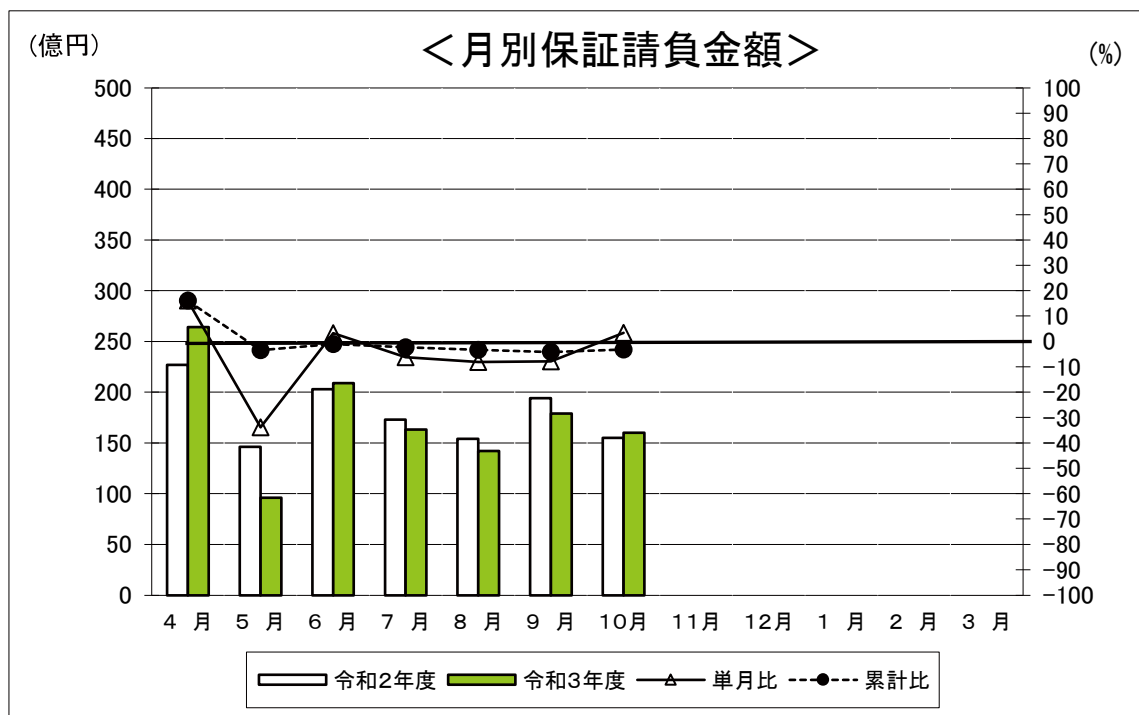
10月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で0.6%増の514件、請負金額は3.4%増の160億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「国」で21.1%減、「その他の公共的団体」で50.2%減となったものの、「独立行政法人等」で19.1%増、「県」で21.1%増、「市町村」で6.6%増となった。

【2】累計(令和3年度4月～10月)

10月末累計では、件数は前年同月比で2.1%減の2,614件、請負金額は3.2%減の1,216億円となった。

発注者別の請負金額で見ると、「国」で1.5%増、「県」で12.1%増、「その他の公共的団体」で3.6%増となったものの、「独立行政法人等」で11.7%減、「市町村」で11.1%減となった。



Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

区分 発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	12	1,749	▲ 33.3	▲ 21.1	136	19,457	9.7	1.5
独法等	8	908	60.0	19.1	51	15,570	▲ 21.5	▲ 11.7
県	231	6,105	2.7	21.1	1,107	34,283	▲ 3.8	12.1
市町村	255	6,676	0.4	6.6	1,283	48,515	▲ 1.3	▲ 11.1
その他	8	626	▲ 11.1	▲ 50.2	37	3,796	19.4	3.6
合 計	514	16,064	0.6	3.4	2,614	121,623	▲ 2.1	▲ 3.2

発注者別請負金額構成比(当月)



発注者別請負金額構成比(累計)



Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	6,459	4.1	40.2%	49,210	17.5	40.5%
東備地区	552	▲ 40.9	3.5%	4,052	▲ 51.5	3.3%
倉敷地区	4,502	48.2	28.0%	29,245	2.7	24.0%
井笠地区	1,557	▲ 28.4	9.7%	12,417	5.3	10.2%
高梁地区	527	6.7	3.3%	3,141	▲ 40.9	2.6%
新見地区	418	82.2	2.6%	2,388	▲ 49.9	2.0%
真庭地区	629	▲ 10.9	3.9%	7,156	▲ 36.8	5.9%
津山地区	933	▲ 18.7	5.8%	9,425	9.9	7.7%
勝英地区	483	▲ 19.8	3.0%	4,584	▲ 10.5	3.8%
合 計	16,064	3.4	100.0%	121,623	▲ 3.2	100.0%

講習会等のお知らせ

令和3年12月～令和4年1月

◎作業主任者技能講習

・石綿作業主任者	12月 8日～ 9日	(岡山建設会館)
・足場の組立等作業主任者	12月14日～15日	(岡山建設会館)
・足場の組立等作業主任者	1月25日～26日	(岡山建設会館)

◎能力向上教育等の安全衛生教育

【岡山県入札参加資格の格付けにかかる主観点の加対象教育】

・足場の組立等作業主任者能力向上教育	12月 2日	(岡山建設会館)
・現場管理者統括管理研修	12月 7日	(岡山建設会館)
・職長・安全衛生責任者教育	1月12日～13日	(岡山建設会館)
・安全衛生責任者教育(職長のためのリスクアセスメント教育)	1月28日	(岡山建設会館)

◎その他の教育 ☆新規教育

・施工管理者等のための足場点検実務者研修	12月 2日	(岡山建設会館)
・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育(追加)	12月13日	(岡山建設会館)
・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	12月17日	(岡山建設会館)
☆・建築物石綿含有建材調査者講習会(一般調査者講習)	12月20日～21日	(岡山建設会館)
・職長・安全衛生責任者能力向上教育	12月23日	(岡山建設会館)
☆・第2回建築物石綿含有建材修了審査	12月24日	(岡山建設会館)
☆・建築物石綿含有建材調査者講習会(一般調査者講習)	1月18日～19日	(岡山建設会館)
・足場の組立等特別教育	1月21日	(岡山建設会館)
☆・第3回建築物石綿含有建材修了審査	1月24日	(岡山建設会館)

お知らせ！

第12回『リスクにチャレンジ！岡山』運動の展開について！

死亡、重篤な労働災害を撲滅するため、10月1日から令和4年3月31日迄標記運動を展開しております。

つきましては、当運動に参加して労働災害防止活動を盛り上げていただきますようお願いいたします。

※運動用品・新型コロナウイルス感染防止対策等は支部ホームページ参照

建築物石綿含有建材調査者講習会の開催について！

飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症する恐れがあることから、平成18年9月から石綿の輸入、製造、使用などが禁止されていますが、国土交通省の推計では、吹付アスベスト等を含む建築材料を使用している建築物等の解体工事が今後増加し、2028年頃解体等のピークを迎えるとされております。

そのため、令和3年4月1日より石綿障害予防規則を改正し、建築物の解体時等のばく露防止対策が強化され、解体・改修工事開始前の石綿調査を実施することができる者として「建築物石綿含有建材調査者」制度が新たに設置されました。当支部は、10月から「建築物石綿含有建材調査者講習会」(一般・一戸建て等)を下記により実施しておりますのでご案内します。

※1.受講資格等詳細は、別紙講習案内参照「一般調査者講習」「一戸建て等調査者講習」

※2.講習会、修了審査実施日は、令和3年度「建築物石綿含有建材調査者講習会」等実施計画参照

※3.石綿作業主任者技能講習修了者は当教育の受講資格者となりました。

※4.詳細は岡山県支部ホームページ参照



建設業労働災害防止協会 岡山県支部

〒700-0827 岡山市北区平和町5-10 TEL086-225-4132 Fax086-225-5392

ホームページ[文字検索] 建災防 岡山県支部

建築物石綿含有建材調査者講習案内

「一般調査者講習」

岡山労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会岡山県支部

【対象】

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました(石綿則第3条、関係告示)。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了審査に合格した者とされています。(施行：令和5年10月1日)

こうしたことから当協会では、「一般調査者講習」を実施することとなりました。

※一般：一戸建て等を含むすべての建築物等の調査を行います。

【受講資格】

受講記号	受 講 資 格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第18 第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	・修了証の写し
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。(4)において同じ。)、建築に関して3年以上の実務経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(4)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((3)に該当する者を除く。)	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 B
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18 第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	・左記に示す技能講習修了証写し ・実務経験証明 C
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 D
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 D
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であつた者	・実務経験証明 E
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	・実務経験証明 D

【カリキュラム・受講料】

受 講 科 目 (一 般)		受講時間	受 講 料 及 び テ キ ス ト 代 (単 位 : 円)		
1 日 目	オリエンテーション		受 講 料	テ キ ス ト 代	計
	・科目1. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1 時間	40,000	会 員 0	40,000
	・科目2. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1 時間		非会員 4,000	44,000
	・科目3. 石綿含有建材の建築図面調査	4 時間			
2 日 目	オリエンテーション		修了審査受験料		
	・科目4. 現場調査の実際と留意点	4 時間	5,000	会 員	5,000
	・科目5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1 時間		非会員	5,000
合 計		11 時間			

【定 員】

100名 (現状は新型コロナ感染防止のため使用会場の50%で開催しております。)

【申込の受付】

受付は、開催日の2ヶ月前の月初めから行い、5日前(又は定員に達した時点)に締め切ります。

【申込方法】

1. 受講申込書、実務経験証明書に必要事項を記入。
2. 添付書類貼付用紙に必要書類、本人確認書の写し(自動車運転免許証、健康保険証等)を貼付ける。
3. 写真2枚 (縦30mm×横24mm)脱帽、胸から上、背景無し、6ヶ月以内に撮影、鮮明なもの。
パソコン等でコピー用紙に印刷したものは不可。
4. 404円分の郵便切手を添付。
(受講証明書を後日簡易書留郵便にて郵送のための返信用切手)

上記1.2.3.4 に受講料及びテキスト代を添え建災防岡山県支部に申し込んでください。

※ 振込みの場合は、振込み通知書の写しを添えてください。

【受講証明書】

1. 講習の講義を修了したことを証する書類「受講証明書」を発行します。

交付は後日簡易書留郵便にて、受講者ご本人が指定された送付先へ郵送いたします。

【修了考査】

1. 講義を受講した科目について後日受験できる。
2. 講義修了者が、支部が実施する修了考査実施日より受験日を選択し受験する。
3. 修了考査(再も含む)は、講義を修了した日の属する年度の翌々年度末までに再度受験することができます。
4. 修了考査不合格者には、不合格である通知書を交付します。

【修了考査申込方法】

1. 修了考査受験申込書に必要事項を記入。
2. 添付書類貼付用紙に必要書類、本人確認書の写し(自動車運転免許証、健康保険証等)を貼付ける。
3. 写真2枚 (縦30mm×横24mm)脱帽、胸から上、背景無し、6ヶ月以内に撮影、鮮明なもの。
パソコン等でコピー用紙に印刷したものは不可。
4. 404円分の郵便切手を添付。
(修了証等を後日簡易書留郵便にて郵送のための返信用切手)

上記1.2.3.4 に受験料を添え建災防岡山県支部に申し込んでください。

※ 振込みの場合は、振込み通知書の写しを添えてください。

【修了証】

1. 所定の講習時間を全て受講し、修了考査に合格された方に建災防岡山県支部から講習修了証を交付します。

交付は後日簡易書留郵便にて、受講者ご本人が指定された送付先へ郵送いたします。

【その他注意事項】

1. 受講者には、受付後受講券を発行いたしますので、講習当日持参してください。
2. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了考査は受講できませんのでご注意ください。
3. 修了考査は、多肢選択式の筆記試験で行いますので、黒のHBの鉛筆と消しゴムを必ず持参してください。
4. 実務経験証明書を書き損じた場合は、二重線にて訂正し、証明した印により訂正印を押してください。
(修正テープ、修正液使用不可)

建築物石綿含有建材調査者講習案内

「一戸建て等調査者講習」

岡山労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会岡山県支部

【対 象】

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました(石綿則第3条、関係告示)。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。(施行：令和5年10月1日)

こうしたことから当協会では、「一戸建て等調査者講習」を実施することとなりました。

※一戸建て等：一戸建て住宅および共同住宅(長屋を含む。)の住戸の専有部分。

共同住宅の住戸の内部以外の部分(ベランダ、廊下等の共用部分)や店舗併用住宅は含まれない。

【受講資格】

受講 記号	受 講 資 格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第18 第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	・修了証の写し
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。(4)において同じ。)、建築に関して3年以上の実務経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(4)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((3)に該当する者を除く。)	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明 A
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 B
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18 第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	・左記に示す技能講習修了証写し ・実務経験証明 C
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 D
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明 D
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	・実務経験証明 E
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	・実務経験証明 D

【カリキュラム・受講料】

受 講 科 目 (一戸建て等)		受講時間	受 講 料 及 び テキスト代 (単位:円)		
1 日 目	オリエンテーション		受 講 料	テキスト代	計
	・科目1. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1 時間	30,000	会 員 0	30,000
	・科目2. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1 時間		非会員 3,000	33,000
	・科目3. 一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査	1 時間			
	・科目4. 現場調査の実際と留意点	3 時間	修了考査受験料		
	・科目5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1 時間	5,000	会 員	5,000
合 計		7 時間		非会員	5,000

【定 員】

100名 (現状は新型コロナウイルス感染防止のため使用会場の50%で開催しております。)

【申込の受付】

受付は、開催日の2ヶ月前の月初めから行い、5日前(又は定員に達した時点)に締め切ります。

【申込方法】

1. 受講申込書、実務経験証明書に必要事項を記入。
2. 添付書類貼付用紙に必要書類、本人確認書の写し(自動車運転免許証、健康保険証等)を貼付ける。
3. 写真2枚 (縦30mm×横24mm)脱帽、胸から上、背景無し、6ヶ月以内に撮影、鮮明なもの。
パソコン等でコピー用紙に印刷したものは不可。
4. 404円分の郵便切手を添付。
(修了証又は、受講証明書を後日簡易書留郵便にて郵送のための返信用切手)

上記1.2.3.4 に受講料及びテキスト代を添え建災防岡山県支部に申し込んでください。

※ 振込みの場合は、振込み通知書の写しを添えてください。

【受講証明書】

1. 講習の講義を修了したことを証する書類「受講証明書」を発行します。
交付は後日簡易書留郵便にて、受講者ご本人が指定された送付先へ郵送いたします。

【修了考査】

1. 講義を受講した科目について後日受験できる。
2. 講義修了者が、支部が実施する修了考査実施日より受験日を選択し受験する。
3. 修了考査(再も含む)は、講義を修了した日の属する年度の翌々年度末までに再度受験することができます。
4. 修了考査不合格者には、不合格である通知書を交付します。

【修了考査申込方法】

1. 修了考査受験申込書に必要事項を記入。
2. 添付書類貼付用紙に必要書類、本人確認書の写し(自動車運転免許証、健康保険証等)を貼付ける。
3. 写真2枚 (縦30mm×横24mm)脱帽、胸から上、背景無し、6ヶ月以内に撮影、鮮明なもの。
パソコン等でコピー用紙に印刷したものは不可。
4. 404円分の郵便切手を添付。
(修了証等を後日簡易書留郵便にて郵送のための返信用切手)

上記1.2.3.4 に受験料を添え建災防岡山県支部に申し込んでください。

※ 振込みの場合は、振込み通知書の写しを添えてください。

【修了証】

1. 所定の講習時間を全て受講し、修了考査に合格された方に建災防岡山県支部から講習修了証を交付します。
交付は後日簡易書留郵便にて、受講者ご本人が指定された送付先へ郵送いたします。

【その他注意事項】

1. 受講者には、受付後受講券を発行いたしますので、講習当日持参してください。
2. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了考査は受講できませんのでご注意ください。
3. 修了考査は、多肢選択式の筆記試験で行いますので、黒のHBの鉛筆と消しゴムを必ず持参してください。
4. 実務経験証明書を書き損じた場合は、二重線にて訂正し、証明した印により訂正印を押してください。
(修正テープ、修正液使用不可)

令和3年度『建築物石綿含有建材調査者講習会』実施計画

[一戸建て等調査者講習会] 7時間(1日)

回数	実施月日	会 場	定員
第1回	10月18日	岡山建設会館	40
第2回	11月12日	岡山建設会館	40
第3回	1月18日	岡山建設会館	40

[一般調査者講習会] 11時間(2日)

回数	実施月日	会 場	定員
第1回	12月20日	岡山建設会館	40
	12月21日		
第2回	3月14日	岡山建設会館	40
	3月15日		

[修了考査] ・一般(1.5時間) ・一戸建て等(1.0時間) ※同時に実施予定

回数	実施月日	会 場	定員
第1回	10月25日	岡山建設会館	40
第2回	11月24日	岡山建設会館	40
第3回	12月24日	岡山建設会館	40
第4回	1月24日	岡山建設会館	40
第5回	3月18日	岡山建設会館	40

※講習会並びに修了考査は実情に応じて変更することもあります。



ポスター

B2判(73×52cm)定価 各¥220 会員価格 各¥200

社名印刷(有料)各 50 枚以上

No.1

760301 いがしら まなみ 井頭 愛海(着物)



No.2

760302 富嶽三十六景 ほんじょだてかわ 本所立川



のぼり

ポリエステル製 社名印刷(有料)
(240×70cm) 各 5 枚以上

定価 各¥1,780 会員価格 各¥1,600

880410 (年末年始)



880411 (秋の嵐山)



ワッペン(10 枚 1 組)

ビニール製
(7.5×6cm)

780430
社名印刷(有料)
50 組以上

定価 ¥960
会員価格 ¥860



横 幕

880420

ポリエステル製 (70×220cm)

定価 各¥1,780 会員価格 各¥1,600



タオル

880440

社名印刷(有料) 10 組以上

(220 匁 34×85cm) 各 10 本 1 組
定価 ¥3,560 会員価格 ¥3,210



761950
新型コロナウイルス感染症
拡大防止対策ポスター



B2判(73×52cm)
定価 ¥220 会員価格 ¥200
社名印刷(有料)各 50 枚以上

783110
新型コロナウイルス感染症
対策実施中ワッペン
ビニール製 5 枚 1 組
(7.5×6cm)

定価 ¥510
会員価格 ¥460
社名印刷対象外



144010
新型コロナウイルス感染症拡大防止
チェックリスト(現場管理者用)

A4 判 表面 PP 貼(マツ加工)
定価 ¥60
会員価格 ¥50

新型コロナウイルス感染症
防止ののぼり

ポリエステル製 (240×70cm)

定価 各¥1,780 会員価格 各¥1,600

883140

新型コロナウイルス
感染症対策実施中

社名印刷(有料)
各 5 枚以上

883150

感染症リスク回避



※詳しくは建設の安全 10 月号をご覧ください。

※ご注文はお早めに建災防岡山県支部へ

(建退共だより)

建設業退職金共済制度普及功労者表彰について

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建退共岡山県支部
<http://okayama-kentaikyo.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構では、10月の「建設業退職金共済制度加入促進月間」にあわせて、長年にわたり建設業退職金共済制度の普及・拡大、適正な履行の確保の推進に尽力し、建設労働者の福祉の増進に寄与した事業所に対し、理事長表彰を行っています。

今年度、岡山県内からは次の2事業所が受賞され、10月21日(木)に表彰伝達式を行いました。

..... 受賞された事業所

河原建設工業株式会社 様 (岡山市北区立田54-3) 志田工業株式会社 様 (真庭市上水田2461)



建設業界の皆様へ

●加入できる事業主
建設業を営む事業主

●対象となる労働者
建設業の現場で働く方

●掛金は
一日 320円

●掛金納付は
電子申請でも可能

建退共への加入のおすすめ

国が作った退職金制度、建退共に加入しませんか
福祉の増進と企業の振興のための建設業の退職金制度です

建設工事の第一線で働く優秀な人材確保にも最適！

◎法律に基づき運営される国が作った制度
◎建退共加入は「経営事項審査」で加点評価
◎国からの財政上の支援
(国の助成により掛金の一部が免除)

特
長

◎掛金は全額非課税
(掛金または必要経費に算入できます)
◎複数の企業間を就業しても通算して退職金を支給
◎加入の手続きは簡単

お問い合わせは、建退共岡山県支部まで (086)225-4133

建退共ホームページ 建退共 検索

第137回 建設業と下請法

●相談内容●

建設業には下請法の適用がないという話を聞いたことがありますが、逆に、建設業にも下請法の適用があるという話も聞いたことがあります。
いったいどちらなのでしょう。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

下請法とは

様々な分野の取引において、親事業者が下請事業者に業務を委託すること（下請取引）が行われています。このような下請取引においては、親事業者が下請事業者よりも優位な立場にあることが多く、親事業者の都合によって下請代金の支払が遅れたり下請代金が引き下げられたりすることがあります。

このような親事業者の優越的な地位の濫用を規制し、下請事業者の利益を保護する法律が下請法（下請代金支払遅延等防止法）です。

下請法の適用対象となる取引

下請法の適用対象となる取引は、①製造委託（物品の製造や加工の委託）、②修理委託（物品の修理の委託）、③情報成果物作成委託（ソフトウェアや映像コンテンツ等の作成の委託）、④役務提供委託（運送やメンテナンス業務等の委託）の4類型に限られています。

これらの4類型に建設工事は含まれていません。つまり、建設工事は下請法の適用対象となる取引ではありません。その意味で、「建設工事は下請法の適用がない」というのは正しいのです。

建設業が下請法の適用対象となる場合

しかし、「建設業には下請法の適用がない」というわけではありません。例えば、建設業者が他の事業者に出発図の作成を委託する場合、③情報成果物作成委託にあたる可能性があります。また、建設業者が他の事業者に出発資材の製造を委託する場合、①製造委託にあたる可能性があります。

つまり、下請法が適用されるかどうかは業種で決まるのではなく、委託の内容で決まるのです。したがって、「建設工事は下請法の適用はないが、建設業に下請法の適用がないわけではない」ということになります。

建設業法の規定にも注意

また、建設業法に下請法と同様の規定があることにも注意が必要です。例えば、建設業法には不当に低い請負代金を禁止したり、不当な使用資材等の購入強제를禁止したりする規定がありますが、下請法にも同様の規定があります。

したがって、下請法の適用があるかどうかという点はもちろんですが、建設業法に抵触するおそれのある行為をしていないかという点にも十分に注意する必要があります。下請法も建設業法もなかなか複雑な内容ですから、ガイドラインやガイドブックを活用するほか、弁護士等の専門家に相談することをお勧めします。

建設共済保険 (法定外労災補償制度)

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

建設共済保険のよくあるご質問

(年間完成工事高契約の場合)

建設共済保険は、建設業に従事する労働者が業務・通勤災害により死亡したり、重度の身体障害を残した場合、または傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に上乗せして保険金を支払う制度です。

Q1：加入条件はありますか？

A：国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。
現在、全国で約 24,000 社に加入いただいています。

Q2：補償の対象となるのは誰ですか？

A：現場労働者の方です。元請、下請を問わず、無記名で補償されます。また、代表者（保険契約者）も補償されます（従業員 300 人以下の場合）。

※役員、事務職員等の方も追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

Q3：同一事故で多数被災した場合はどうなりますか？

A：同一事故で多数の方が被災した場合や、契約期間中に複数の事故が発生した場合でも、それぞれの被災者に対して保険金をお支払いします。

Q4：元請企業も下請企業も建設共済保険に加入していた場合はどうなりますか？

A：同一現場で元請企業も下請企業も加入していた場合、下請労働者が被災したときはそれぞれに保険金をお支払いします。（一定の限度額があります。）

Q5：企業の費用も補償されるのですか？

A：被災者への補償はもとより、災害発生時に企業が負担される諸費用（例えば、原因調査の費用および安全教育費用、訴訟関係費などの渉外費用、慰謝料、現場停止・指名停止期間の人件費等に充てる費用）も補償します。

Q6：どの程度の保険金区分に加入されていますか？

A：全国の加入者（約 24,000 社）の「54.8%」は 2,000 万円以上の保険金区分に加入されています。

（参考：上乗せされた金額の単純平均額は 2,460 万円 H22～R 元年度 共済団保険金支払い事案の単純平均額）

Q7：掛金が安いと聞きましたが？

A：建設業における自主的な共済保険で、営利事業ではなく低経費で運営しています。また、補償対象を、国の労災保険ではカバーできない慰謝料など追加補償を必要とするケースが多いと考えられる「死亡および障害 1～7 級と傷病 1～3 級」に絞ることで、安い掛金で高額な補償を行えるようになっています。

Q8：掛金は何に基づいて計算されますか？

A：掛金は直前 1 年間の完成工事高に基づいて計算を行います。

Q9：経営事項審査において加点されるのですか？

A：申込手続き完了後、共済団から送付される「加入証明書」の写を経営事項審査の申請時に提出いただきますと、労働福祉の状況の中で 15 点加点評価されます。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

[育英奨学事業]

被災者（死亡および障害・傷病 3 級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

[労働安全衛生推進事業]

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎ 0120-913-931

その他のお問い合わせ ☎ 03-3591-8451

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/> 建設共済保険



取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4133

検索

(建設業総合補償制度のご案内)

一般社団法人 岡山県建設業協会会員の皆様へ

令和3年度

建設業総合補償制度 のご案内

●第三者賠償補償

●工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)



補償内容がさらに拡充されました! ぜひご加入をご検討ください!

- 団体のスケールメリットにより、個別加入と比較して割安な保険料になっています。
- 建設業における賠償事故および工事対象物の損害を総合的に補償します。
- 年間包括契約であり、予め定められた工事および業務のすべてが補償の対象となるので、保険の加入忘れがありません。
共同企業体(JV)工事についても包括契約の対象になります。(被保険者の責任分のみ補償します。)
- 保険料は全額損金処理できます。(令和3年3月現在)

主な補償内容(支払限度額)

充実の補償内容

第三者賠償補償(損害保険)

身体賠償

1名につき **1億円** 1事故につき **3億円** (または**5億円**、**10億円**)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)

財物賠償

(管理財物の損壊を含む)

1事故につき **1億円** (または、**3,000万円**、**5,000万円**、**3億円**、**5億円**、**10億円**)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)

免責金額(自己負担額)

1事故につき **3万円** (身体賠償・財物賠償それぞれ)

借用・支給財物損壊補償

1事故、保険期間中通算 **500万円** (免責金額1事故につき5万円)



地盤崩壊危険補償特約(オプション)

財物賠償

1事故、保険期間中通算 **1,000万円**もしくは**2,000万円**

免責金額(自己負担額)

1事故につき **5万円** ※通常の地盤崩壊危険補償特約で対象とならない損害につき一定割合で保険金を支払う「地盤崩壊危険補償特約(ワイド)」もございます!詳細はパンフレットをご覧ください。

使用者賠償責任補償特約(オプション)

支払限度額

1回の災害および保険期間中通算 **5,000万円**もしくは**1億円**、**2億円**、**3億円**

支払限度額・免責金額

充実の補償内容

土木工事保険

1工事あたりの 支払限度額

1事故かつ1工事期間中につき **2,000万円**もしくは
各工事の保険金額(=請負金額)のいずれか低い額

1事故あたりの 免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: **0円**
(2) 盗難の場合: **10万円**
(3) (1) (2) 以外の事故による場合: **150万円**



組立保険
建設工事保険

1事故あたりの 支払限度額

各工事の保険金額(=請負金額)
※工具は、保険期間中**100万円**まで。(建設工事保険のみ)

1事故あたりの 免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: **0円**
(2) (1) 以外の事故による場合: **10万円**

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人 岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山法人営業課
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル7階

086-225-0703

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

これは、「建設業総合補償制度」の特徴を説明したものです。詳しくはパンフレットをご用意しておりますので上記にお問い合わせください。

B21-900066 使用期限:2022年8月1日

高齢者交通安全県民運動

運動期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

◇スローガン◇

高齢の歩行者の方へ	「光ります ルールとマナーと 反射材」
高齢の自転車利用者の方へ	「しっかりと 守ってお手本 交通ルール」
高齢の運転者の方へ	「無理をせぬ 老いの自覚が 防ぐ事故」

高齢者交通安全 5 則

- ① ま まっ っぎの安全を待つ
- ② み みる 周囲の状況を見る
- ③ む むりせず止まる 交差点などでは無理せず止まる
- ④ め め立つ 夜光反射材を着用して目立つ
- ⑤ も もっと知る 自分の身体機能の変化をもっと知る



岡山県・岡山県交通安全対策協議会

協会日誌

- 3.10.14 令和3年度建設業協会中国ブロック協議会意見交換会
- 3.10.18 監査
- 3.10.21 正副会長会
- 3.10.28 令和3年度（第53回）建設事業殉職者慰霊祭
- 3.10.28 理事会

建災防日誌

- 3.10. 7～8 全国建設業労働災害防止大会（国立京都国際会館）
- 3.10.18 監査
- 3.10.27 岡山地区安全指導者協議会臨時総会
- 3.10.29 全国支部事務局長会議（リモート）
- 3.10.29 岡山労働災害防止対策推進会議（幹事会）

発行 **一般社団法人 岡山県建設業協会**

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp